

千葉市告示第 195 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、平成 18 年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成 5 年千葉市条例第 17 号）第 8 条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

平成 18 年 3 月 31 日

千葉市長 鶴岡 啓一

一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の排出の状況

（1）計画区域

千葉市全域とする。

（2）一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の種類	排出量	合計
可燃ごみ	328,300 t/年	406,300 t/年
不燃ごみ	12,600 t/年	
資源物*	61,100 t/年	
粗大ごみ	4,200 t/年	
有害ごみ	100 t/年	
し尿	11,000 kl/年	45,000 kl/年
浄化槽汚泥	34,000 kl/年	

（注）1 ごみについては100t、し尿及び浄化槽汚泥については100kl単位で整理した。

2 *：資源物には一般廃棄物以外の有価物を含む。

2 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市（委託）排出者	市（直営）	焼却（焼却灰は一部資源化）	市（直営）	埋め立て
不燃ごみ	市（委託）排出者	市（直営）	破碎（破碎後、鉄類は回収・可燃残さは焼却・不燃残さは埋め立て）・修理再生等	市（直営）	埋め立て
資源物	1 市（委託）	市（直営）（委託）	資源化	-	-
	2 資源化業者	資源化業者等			
粗大ごみ	市（直営）排出者	市（直営）	破碎（破碎後、鉄類は回収・可燃残さは焼却・不燃残さは埋め立て）・修理再生等	市（直営）	埋め立て
有害ごみ （危険物）	市（委託）	市（委託）	資源物抽出型無害化处理	市（委託）	埋め立て
			ガス抜き後、鉄類回収	-	-
し尿	市（委託）許可業者	市（直営）	標準脱窒素処理方式・高度処理（汚泥は焼却）	市（直営）	埋め立て
浄化槽汚泥	許可業者		標準脱窒素処理方式・高度処理（汚泥は焼却） 活性汚泥法（汚泥は焼却）		

- (注) 1 資源物 1 はびん、缶、ペットボトルを対象とする。資源物 2 は新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙、布類を対象とし、中央区以外は別に定める日より分別収集を始める。
- 2 有害ごみは使用済みの乾電池、使用済みの蛍光灯、水銀入り体温計を対象とする。有害ごみ（危険物）はカセット式ガスボンベ・スプレー缶、使い捨てガスライター、アスベストの入っている小型家電製品等の家庭用品を対象とする。
- 3 不燃ごみ又は粗大ごみのうち、家庭系廃パソコンの周辺機器については、排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者が、一般廃棄物処分許可業者の処理施設へ搬入することもできる。
- 4 アスベスト含有物については、破碎処理せず、適正に埋立処分する。

家庭から排出されるごみは、現行の 5 種 20 分別*収集により、ごみの減量・再資源化を図るものとし、排出に当たっては分別区分への適正排出の遵守及び可燃ごみ、不燃ごみの指定袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める。

【5 種 20 分別】

5 種：可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみ(危険物)

20 分別： 可燃ごみ 不燃ごみ びん（無色） びん（茶色） びん（その他） 缶 ペットボトル 新聞 雑誌 段ボール 紙パック 雑紙 布類 粗大ごみ 使用済み乾電池 使用済み蛍光灯 水銀入り体温計 カセット式ガスボンベ・スプレー缶 使い捨てガスライター アスベストの入っている小型家電製品等の家庭用品

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	許可業者	市（直営）	焼却 （焼却灰は一部資源化）	市（直営）	埋め立て
	排出者				
		排出者	市（直営）		
不燃ごみ （燃えがら）	排出者	—	—	排出者	
	許可業者	—	—	市（直営）	
資源物	許可業者・排出者等	資源化業者等	資源化	—	—
		許可業者			

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、資源化業者や許可業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。自らが処理できない場合には、排出者が自ら又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して収集運搬し、市の処理施設で処理をするものとする。

3 一般廃棄物の処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア 排出抑制・資源化計画

(ア) 排出抑制の方法

a 家庭から排出される一般廃棄物（家庭ごみ）

区分	事業名	事業内容
キャンペーン・イベント等	ごみ減量のための「ちばルール」の周知・普及	環境にやさしい消費行動を促進するため、マイバッグキャンペーンを実施するとともに、ちばルール協力店を広く市民に周知する。
	リサイクルキャンペーン	ごみの減量・再資源化についての市民意識の高揚を図るため、各種イベントにおいてパネル展示等によるキャンペーンを実施する。
	ごみゼロクリーンデー	美しい街づくりの日・ごみ減量週間・環境月間行事の一つとして、道路上や植え込み等にある、空き缶等の散乱ごみを収集することにより、ごみの減量やリサイクルについての意識の向上を図る。

	美しい街づくりの日及び ポイ捨て防止キャンペーン	「千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例」を周知し、「美しい街づくりの日」を記念するための街頭キャンペーンを実施する。
	クリーンバスツアー	ごみ処理について理解を深めるため、新浜リサイクルセンターなどを見学するクリーンバスツアーを実施する。
	クリーンネットちば	ごみ処理の現状やリサイクルに関するタイムリーな知識や情報などを掲載する広報紙を年2回発行する。
出版物による啓発	リサイクルハンドブック	ごみの排出方法及びリサイクルに関する知識・情報を掲載したごみ減量のための総合的な手引き書として作成する。
	ポイ捨て防止PR	千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例」の周知徹底を図るため、啓発用リーフレットを製作する。
	リサイクル教育図書の作成	ごみ減量・リサイクル意識を生活習慣として定着させることを目的に幼児用及び小学校1年～3年生用のリサイクル教育図書を作成する。
リサイクル教育の推進	環境副読本の作成	小学校4年～6年生を対象とした環境副読本「エコエコ大作戦」を作成する。
	ごみ減量ポスター・ 標語コンクール	小中学生を対象に、ごみ減量ポスター・標語コンクールを実施する。
	ごみ分別スクール	ごみ減量・リサイクル意識の醸成を図るため、小学生を対象に、ごみ分別方法などを体験学習する、ごみ分別スクールを実施する。
	リサイクル情報コーナー	家庭で不用となった家電製品や衣類などのリユースを推進するため、各区役所に不用品情報を交換する場として「リサイクル情報コーナー」を設置する。
リサイクル情報の提供等	リサイクルバンク 北リサイクルプラザ	ごみ処理の現状やリサイクル関連情報の拠点としてリサイクルPR事業、粗大ごみ再生品の展示・提供事業を実施する。
	新浜リサイクルプラザ	リサイクル型社会の実現に向けた全市の情報・活動拠点として、粗大ごみ再生品の展示及びリサイクル体験学習等の啓発事業を実施する。
	インターネット ホームページ	インターネット上のホームページにより、ごみ減量に役立つ情報を幅広く提供する。ホームページアドレス http://www.city.chiba.jp/recycle

ごみ減量活動の支援	市民等リサイクル活動の支援	市民等が自主的に行うフリーマーケット・学習会等に対し、行事の後援及び講師派遣等を行う。
	生ごみ資源化アドバイザーの派遣	生ごみの減量・資源化に取り組む団体へ助言・技術指導を行う生ごみ資源化アドバイザーを派遣する。
	生ごみ減量処理機・生ごみ肥料化容器の普及促進	各家庭における生ごみの減量・再資源化を促進するため、生ごみ減量処理機及び生ごみ肥料化容器の購入・設置者に対し、購入費用の一部を助成する。
	地域型生ごみ処理機設置管理事業	地域住民による生ごみの減量・再資源化の活動を支援するため、地域住民が共同して利用する地域型生ごみ処理機を設置・管理する。
	剪定枝チップ機の貸出	家庭から出る剪定枝等を粉碎処理する「剪定枝チップ機」を貸し出す事業を実施する。
その他	ごみ減量のための「ちばルール」行動協定	ごみ減量のための「ちばルール」に基づき、販売事業者と「ごみ減量のための行動協定」を締結し、環境負荷の低減に資する消費・販売を推進する。
	美しい街づくりに係る活動支援	定期的に清掃活動を行う地域ボランティア団体等に対し、清掃用具の貸与などを行い、環境美化活動を支援する。
	廃棄物適正化推進員制度	廃棄物適正化推進員の協力により廃棄物の適正排出、適正処理及び再利用等の普及・啓発を図る。

b 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業所ごみ）

区分	事業名	事業内容
出版物による啓発	リサイククリーンちば	事業所向けのごみ情報紙を年2回発行する。
	事業所ごみ適正処理リーフレット	事業所ごみの適正処理制度と方法等を周知するために作成・配布する。
その他	事業用大規模建築物所有者への指導	廃棄物管理責任者の選任、市長への届出並びに減量計画書の作成、市長への提出及び一般廃棄物・再利用の対象となる廃棄物の保管場所の設置を義務付ける。
	事業用大規模建築物建設者への指導	一般廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる廃棄物の保管場所について事前協議の上、設置、市長への届出を義務付ける。

(イ) 資源化の方法及び量

a 排出前の資源化量

(単位:t/年)

区分	内容	資源化量
集団回収	地域住民団体が実施する集団回収の普及促進を図るため、回収団体・回収業者に補助金を交付する。	25,700

b 排出(収集)後の資源化量

(単位:t/年)

区分	内容	資源化量
鉄類回収	新浜リサイクルセンターにおいて、不燃ごみ及び粗大ごみは破砕機により破砕し、鉄類を回収する。	2,900
粗大ごみの修理再生	新浜リサイクルセンターにおいて、粗大ごみのうち、再生利用可能なもの(家具・自転車)を修理再生する。	*
資源物収集 (家庭)	資源物収集として、びん、缶、ペットボトル、古紙類、布類をステーション収集方式にて収集する。また、清掃工場等に古紙類を持ち込むことができる回収拠点を設置する。	18,400
		びん 7,200
		缶 3,500
		ペットボトル 2,700
		古紙類 4,600
		布類 400
資源物収集 (事業所)	事業所に対しても、さらなる資源化を目指し適正な分別排出を指導するとともに、許可業者に対しても分別収集に対応できる収集体制づくり及び資源化の促進を指導する。	42,700
		古紙類 24,700
		布類 100
		びん 2,400
		缶 2,400
		金属 2,400
		木くず 9,000
		その他 1,700
合計		64,000

(注) *: 100t単位での整理のため、粗大ごみの修理・再生量は微量なので算入していない。

イ 収集・運搬計画

(ア) 収集区域

千葉市全域

(イ) 収集・運搬する一般廃棄物の量及び処理施設の概要

a 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

(単位：t / 年)

区分	一般廃棄物の種類	一般廃棄物の量	収集回数	収集方法
家庭ごみ	可燃ごみ	220,100	週3回	指定袋によるステーション方式
			毎日	指定袋による管路収集(幕張新都心住宅地区)
	不燃ごみ	12,400	月2回	指定袋によるステーション方式
			週3回	指定袋による管路収集(幕張新都心住宅地区)
	資源物	18,400	週1回	コンテナによるステーション方式 (びん<無色>、びん<茶色>、びん<その他>、缶) 網袋によるステーション方式 (ペットボトル)
			月2回	ひもでの結束による品目ごとのステーション方式 (新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙) 透明なポリ袋によるステーション方式 (布類)
	粗大ごみ	4,200	必要のつど	申込制各戸収集方式(有料)
	有害ごみ (危険物)	100	月2回	透明なポリ袋による品目ごとのステーション方式 (使用済み乾電池、水銀入り体温計、カセット式 ガスボンベ・スプレー缶、使い捨てガスライター) 購入時のケース又は割れないような措置によるス テーション方式 (使用済み蛍光灯) アスベストと朱書きした透明なポリ袋によるステ ーション方式 (アスベストの入っている小型家電製品等家庭用 品)
	計	250,200		
事業所ごみ	可燃ごみ	108,200	必要のつど	許可業者による指定袋等を用いた事業所別収集方 式又は自己搬入(幕張新都心タウンセンター・住 宅地区の一部は管路収集)
	不燃ごみ (燃えがら)	200	必要のつど	許可業者による指定袋等を用いた事業所別収集方 式又は自己搬入
	資源物	42,700	必要のつど	排出者自らの運搬又は許可業者等による事業所別 収集方式
	計	151,100		
合計		401,300		

- (注) 1 「指定袋」とは、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第5条により、市長が定めた容器をいう。
- 2 「管路収集」とは、廃棄物空気輸送システムにより廃棄物を管路で収集する収集方式をいう。
- 3 許可業者による家庭系廃パソコンの周辺機器の収集は含まない。
- 4 一般廃棄物の量は「持込み可燃」及び「持込み不燃」が含まれています。

(a) 収集・運搬施設の概要

施設名	千葉県企業庁 幕張クリーンセンター
所在地	美浜区打瀬1-1
施設の種類	ごみ処理施設
処理能力	78t/日
処理方式	空気輸送、ごみ圧縮

(ウ) 収集しない一般廃棄物の概要

a 収集しない一般廃棄物

排出禁止物	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第26条及び千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第7条で定める一般廃棄物
適正処理困難物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定に基づく一般廃棄物の指定に関する告示(平成6年厚生省告示第51号)で定める一般廃棄物
一時多量ごみ	引っ越し、大掃除、庭木の剪定などに伴い一時的に多量に出るごみ

b 収集しない一般廃棄物の処理方法

区 分	処理方法
排出禁止物	排出者が自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や購入した店に引き取りを依頼する。
	【特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)対象機器】 家電リサイクル法対象機器の処理方法については次のcによるものとする。
	【パーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)] 1 「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき再資源化する。 使用済みパソコンは、パソコンを製造する事業者又は自ら輸入したパソコンを販売する者に回収を申し込む。回収するメーカーがない使用済みパソコン(自作パソコン、倒産したメーカーのパソコンなど)は、「有限責任中間法人 パソコン3R推進センター」に回収を申し込む。 2 排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者が、一般廃棄物処分許可業者の処理施設へ搬入する。
適正処理困難物	排出者が自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、購入した店に引き取りを依頼する。
一時多量ごみ	排出者が自ら処理するか、又は排出者が自ら市の処理施設に搬入するか、若しくは市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼し、市の処理施設で処理を行うものとする。

(注) 家電リサイクル法対象機器：エアコン、テレビ(ブラウン管式)、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機を対象とする。

c 家電リサイクル法対象機器の処理

家電リサイクル法対象機器の処理は、排出者が、購入した小売業者、又は買替えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するか、若しくは自ら製造メーカー指定引取場所へ搬入するか、又は市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に、指定引取場所への収集運搬を依頼し、資源化を図るものとする。

市内にある指定引取場所については、市外からも家電リサイクル法対象機器が小売業者等により搬入される。

(a) 市内から排出される家電リサイクル法対象機器の処理方法

区分	収集・運搬主体	指定引取場所
市内から排出される 家電対象機器	排出者 許可業者 小売業者	・フェニックスメタル㈱千葉事業所 千葉市稲毛区六方町210 ・日本通運㈱千葉中央支店新港倉庫 千葉市美浜区新港72-2 他

(b) 市外から市内に搬入される家電リサイクル法対象機器の処理方法

区分	収集・運搬主体	指定引取場所
市外から搬入される 家電対象機器	排出者 許可業者 小売業者 他市町村直営・委託	・フェニックスメタル㈱千葉事業所 千葉市稲毛区六方町210 ・日本通運㈱千葉中央支店新港倉庫 千葉市美浜区新港72-2

ウ 中間処理計画

(ア) 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量及び処理施設の概要

a 粗大・不燃処理施設、資源選別施設の搬入者別処理内訳量

(単位：t/年)

区 分	一般廃棄物の種類	搬入者	処理量				
			搬入量	修理 再生	鉄類回収	資源選別・ 積替・保管等	残さ量
新浜リサイク ルセンター	不燃ごみ	市 排出者	1 2 , 3 0 0	-	2 , 9 0 0		破碎可燃 残さ 9 , 5 0 0
	粗大ごみ	市 排出者	3 , 9 0 0	*			破碎不燃 残さ 3 , 8 0 0
	資源物（びん、缶 、ペットボトル）	市	1 3 , 4 0 0	-	-	1 3 , 4 0 0	
	有害ごみ （危険物）		1 0 0	-	-	1 0 0	
合 計			2 9 , 7 0 0	*	2 , 9 0 0	1 3 , 5 0 0	1 3 , 3 0 0

株式会社佐久間 千葉リサイクル センター	(ペット ボトル)	市	2,700	-	-	2,700	-
株式会社松本運送 千葉ペットボトル リサイクルセンター							

(注) 1 粗大ごみの搬入量には粗大ごみとして収集した布団類(300t)は含んでいない。

2 * : 100t 単位での整理のため、修理再生量は、微量なので算入していない。

新浜リサイクルセンターにおいて不燃ごみ及び粗大ごみは破砕機により破砕し、鉄類を回収する。また、再生可能な粗大ごみ(家具・自転車)は修理再生する。

資源物の缶については機械選別により鉄とアルミニウムに選別し、びんについては手選別により生きびん及び色別(無色、茶色、その他)に選別し、カレット処理のうえ保管し、資源化を図る。

その他の色のびんとペットボトルについては容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律で指定を受けた指定法人(財団法人 日本容器包装リサイクル協会)に再商品化を委託する。

その他の色のびんについては新浜リサイクルセンターで保管後、ガラス・リソーシング株式会社において資源化を図る。

ペットボトルについては新浜リサイクルセンターへ搬入し、ペットボトルストックヤードで積み替え、株式会社佐久間千葉リサイクルセンター及び株式会社松本運送千葉ペットボトルリサイクルセンターにおいて選別、圧縮及び保管し、小山化学株式会社において資源化を図る。

(a) 粗大・不燃処理施設、資源選別等施設の概要

施設名	新浜リサイクルセンター	(株)佐久間 千葉リサイクルセンター	(株)松本運送 千葉ペットボトル リサイクルセンター
所在地	中央区新浜町 4	第 1 工場：稲毛区長沼原町 7 1 6 - 2 第 2 工場：稲毛区山王町 3 3 3 - 1 1	浜野工場：中央区浜野町 1 0 2 5 - 1 6 0
処理能力	1 2 5 t / 5 h (粗大・不燃ごみ処理施設) 9 5 t / 5 h (資源選別施設)	第 1 工場：4 . 8 t / 日 第 2 工場：4 t / 日 (選別、圧縮・保管施設)	4 . 8 t / 日 (選別、圧縮・保管施設)
処理方式	粗大・不燃ごみ：回転破砕方式 缶：機械選別 びん：手選別 ペットボトル：積み替え保管	ペットボトル：圧縮、梱包	ペットボトル：圧縮、梱包

(b) 再商品化施設の概要

施設名	ガラス・リソーシング株式会社 本社工場	小山化学株式会社
所在地	銚子市春日町 7 4 0 - 1	栃木県小山市大字横倉新田 2 9 5
処理能力	4 0 0 t / 日	4 , 0 3 5 t / 年
再商品化手法	サンドウェーブ方式	フレーク化

b 焼却施設の搬入者別処理内訳量

(単位 : t / 年)

一般廃棄物の種類	搬入者	処 理 量			
		北谷津清掃工場	北清掃工場	新港清掃工場	合計
可燃ごみ	市	6 6 , 2 0 0	7 8 , 4 0 0	7 5 , 4 0 0	2 2 0 , 0 0 0
	許可業者	2 0 , 2 0 0	3 6 , 9 0 0	4 6 , 0 0 0	1 0 3 , 1 0 0
	排出者	1 , 1 0 0	2 , 3 0 0	2 , 4 0 0	5 , 8 0 0
破碎可燃残さ	市	2 , 8 0 0	6 , 5 0 0	2 0 0	9 , 5 0 0
合計		9 0 , 3 0 0	1 2 4 , 1 0 0	1 2 4 , 0 0 0	3 3 8 , 4 0 0

(注) 可燃ごみ (搬入者 : 市) の処理量には粗大ごみとして収集した布団類(300t)、不法投棄(200t)を含む。

(a) 焼却施設の概要

施設名	北谷津清掃工場	北清掃工場	新港清掃工場
所在地	若葉区北谷津町 3 4 7	花見川区三角町 7 2 7 - 1	美浜区新港 2 2 6 - 1
公称能力	4 5 0 t / 日	5 7 0 t / 日	4 0 5 t / 日
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉

c 有害ごみの量、処理方法及び処理施設の概要

(a) 処理量及び処理方法

処理量	1 0 0 t / 年
処理方法	資源物抽出型無害化処理

(b) 処理施設の概要

施設名	野村興産株式会社 イトム力鋳業所	東邦亜鉛株式会社
所在地	北海道常呂郡留辺蘂町字富士見 2 1 7 - 1	群馬県安中市宿字茶臼塚 1 3 2 1 - 1
施設の種類	水銀含有廃棄物再資源化プラント	選別破碎施設
処理能力	6 0 t / 日	2 4 t / 日
処理方式	焙焼処理・水銀回収等	選別・破碎

d 一般廃棄物処分許可業者の処理施設の概要

施設名	品川開発株式会社 千葉リサイクル センター	フルハシ工業 株式会社千葉リサ イクルランド	株式会社中建設	株式会社近藤商会
処理対象物	木くず	木くず	木くず	家庭系廃パソコン・周辺機器・排出禁止物の一部*
所在地	千葉市美浜区 新港 2 2 3 - 9	千葉市中央区 浜野町 1 2 1 6 - 6 8	千葉市若葉区 中野町 5 9 0 - 2 7	千葉市花見川区 千種町 2 5 9 - 8
施設の種類	破碎施設	破碎施設	破碎施設	圧縮施設
処理能力	3 0 0 t / 日	4 8 0 t / 日	2 5 2 t / 日	5 4 . 3 t / 日
処理方法	燃料チップ化・ボードチップ化・木粉化	燃料チップ化・ボードチップ化・木粉化	燃料チップ化・ボードチップ化・木粉化	手解体・分別後、圧縮

(注) 排出禁止物の一部* : 廃ピアノ、廃電子オルガン、廃電子キーボード、廃耐火金庫(アスベスト含有製品除く)、廃浴槽、廃スキー板、廃サーフボード、廃スケートボード、廃ヘルメット、廃ボウリングの球、廃タイヤ、廃スプリング入りマットレス

(イ) 焼却残さ等の量、処理方法及び処理施設の概要

a 処理量及び処理方法

(単位: t / 年)

施設名	焼却灰量	処理方法		処理量	合計
北清掃工場	2 1 , 2 0 0	エコセメント化		7 , 0 0 0	7 , 0 0 0
		埋立	焼却主灰・ 焼却飛灰	1 4 , 2 0 0	2 8 , 4 0 0
北谷津清掃工場	1 2 , 9 0 0				
新港清掃工場	—		溶融飛灰 固化物	1 , 3 0 0	
		溶融ス ラグ化	溶融スラグ	8 , 0 0 0	8 , 8 0 0
			溶融メタル	8 0 0	
		処理量合計			4 4 , 2 0 0

(a) 処理施設の概要

施設名	新港清掃工場	市原エコセメント株式会社
所在地	美浜区新港 2 2 6 - 1	市原市八幡海岸通 1 - 8
施設の種類	プラズマ式ごみ焼却灰溶融化施設	焼却灰セメント化施設
処理能力	3 6 t / 日	3 2 1 t / 日
処理方式	プラズマ溶融方式	エコセメント化

エ 最終処分計画

(ア) 一般廃棄物の搬入者別処分内訳量

(単位 : t / 年)

一般廃棄物の種類	搬入者	処理量
		新内陸最終処分場
不燃ごみ	市	6 0 0
	許可業者	1 0 0
	排出者	1 0 0
破碎不燃残さ	市	3 , 8 0 0
溶融飛灰固化物	市	1 , 3 0 0
焼却残さ	市	2 7 , 1 0 0
合 計		3 3 , 0 0 0

(イ) 埋立方法

処分場名	新内陸最終処分場
埋立方法	セル、サンドイッチ方式

(ウ) 最終処分場の概要

処分場名	新内陸最終処分場
所在地	若葉区更科町 1 4 5 7
埋立面積	8 2 , 8 0 0 平米
埋立容量	9 3 9 , 0 0 0 立米
+残余容量	7 1 2 , 7 9 7 立米

(注) 残余容量は、平成 1 8 年 1 月末現在のものであり、覆土を含んでいる。

(2) し尿・汚泥処理実施計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 収集区域の範囲

千葉市全域

(イ) 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

(単位 : k l / 年)

一般廃棄物の種類	一般廃棄物の量	収集回数	収集方法
し 尿	1 1 , 0 0 0	概ね月 1 回	公共施設別及び各戸、事業所別収集方式
浄化槽汚泥	3 4 , 0 0 0	年 1 回以上	各戸収集方式

イ 中間処理計画

(ア) 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量

(単位 : k l / 年)

一般廃棄物の種類	搬入者	処理量
		衛生センター
し尿	市 (委託) 許可業者	1 1 , 0 0 0
浄化槽汚泥	許可業者	3 4 , 0 0 0

(イ) し尿・汚泥処理施設の概要

施設名	衛生センター
所在地	中央区村田町 8 9 3
公称能力	1 7 3 k l / 日
処理方式	標準脱窒素処理方式・高度処理

(ウ) 処理施設から発生する汚泥の量及び処分方法

(単位 : k l / 年)

施設名	衛生センター
汚泥の量	4 , 0 0 0
処分方法	焼却

附 則 この計画は平成 1 8 年 4 月 1 日から実施する。